

坂東市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成28年3月30日

坂東市監査委員 横張 弘志
同 渡辺 昇

平成27年度

行政監査結果報告書

市に事務局を置く任意団体について

坂東市監査委員事務局

目次

第1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 テーマ選定理由	1
3 監査期間	1
4 監査方法	1
5 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	2
1 調査方法	2
2 調査結果	2
3 考察	8
第3 まとめ	12

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

市に事務局を置く任意団体について

2 テーマ選定理由

市に事務局を置く任意団体（以下、「団体」という。）は、行政の各種事業の推進を目的に行政主導で設置されたものや、関係機関との連携のために設置されたものなどがある。これらは主に市政運営の円滑化を補完する団体であるが、職員の関与という観点から全庁的に把握し、団体の会計事務の所為や運営状況を検証するためテーマとして選定した。

3 監査期間

平成27年9月7日から平成28年2月29日まで

4 監査方法

任意団体の事務局を担う部署に対して調査票および会則等の資料提出を求め、必要に応じて関係職員からの聴取を行った。

5 監査の着眼点

- (1) 職員が職務としている根拠や理由が明確であるか。
- (2) 団体の運営に必要な規約、会則等は整備されているか。
- (3) 団体の会計事務処理は適正であるか。
- (4) 団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理は適切であるか。
- (5) 補助金等の市費支出に係る事務は適切であるか。
- (6) 団体事務と市の事務が明確に区分されているか。
- (7) 団体の事務局のあり方について検討が行われているか。

第2 監査の結果

1 調査方法

各所属宛に調査票を送付して照会し、監査対象となる要件に該当する全ての団体について回答を求めた。

要件は、平成26年度に事業の実績があり、平成27年度においても存続していて、かつ市職員が事務に従事している団体とした。ただし、学校、幼稚園および認定こども園に事務局を置く団体を除外し、補助金や負担金をはじめとした財政援助の有無は問わないものとした。

2 調査結果

提出された調査票を集計したところ、監査対象となる団体は61団体であり、各所属別の団体数については次表の通りである。

所属名	団体数	所属名	団体数
秘書広聴課	1	農政課	11
総務課	1	農村整備課	7
交通防災課	7	商工観光課	5
企画課	3	下水道課	6
市民協働課	1	生涯学習課	12
特定事業推進課	1	市民音楽ホール	1
社会福祉課	3	図書館	1
健康づくり推進課	1	計	61

その他の集計結果については、以下の通りである。

(1) 団体の設置目的（複数回答）

区分	イベント・ 行事	調査・研究・ 研修	地域・住民 との連携	自治体間 の連携	その他
団体数	34	29	37	12	13

(2) 団体設立後の経過年数

区分	5年未満	5年以上10年未満	合併前	合計
団体数	8	22	31	61
割合	13.1%	36.1%	50.8%	100.0%

(3) 団体の代表者

区分	市長	議長、職員等	その他	合計
団体数	10	3	48	61
割合	16.4%	4.9%	78.7%	100.0%

(4) 事務局の設置場所

区分	本庁舎内	公共施設内	その他	合計
団体数	38	14	9	61
割合	62.2%	23.0%	14.8%	100.0%

(5) 市職員の従事内容（複数回答）

区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	役員との 連絡調整
団体数	37	56	50	53	54

(6) 会則、規約等の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	58	3	61
割合	95.1%	4.9%	100.0%

(7) 会計関係規程の有無

区分	単独で制定	会則等に規定	無し	合計
団体数	5	45	11	61
割合	8.2%	73.8%	18.0%	100.0%

(8) 事務局設置の根拠

区分	団体数	割合
条例・規則等に市役所・所管課が明記されている	5	8.2%
団体の会則等に市役所・所管課が明記されている	44	72.1%
団体の会則等に役員所在地・役員所属団体と明記されている	4	6.6%
団体の会則等はあるが、事務局設置について明記されていない	0	0.0%
特に明文化されたものは無い	8	13.1%
合計	61	100.0%

(9) 各団体の予算額の状況

団体の平成27年度予算額	団体数
予算無し	7
100,000円以上1,000,000円未満	27
1,000,000円以上10,000,000円未満	17
10,000,000円以上100,000,000円未満	8
100,000,000円以上1,000,000,000円未満	1
1,000,000,000円以上	1
計	61

以下、「(10) 会計責任者である職員」から「(22) 平成26年度決算の監事監査の実施」までは、「(5) 市職員の従事内容」において会計事務有りと回答した団体について集計している。加えて、「(17) 預金通帳の保管者」から「(20) 印鑑（通帳用）の保管者」までは預金通帳を保有している団体についてのみ集計している。

(10) 会計責任者である職員

区分	課長等	担当者	その他	合計
団体数	33	15	2	50
割合	65.9%	30.0%	4.0%	100.0%

(1 1) 現金取扱いの有無

区分	有り	無し	合計
団体数	43	7	50
割合	86.0%	14.0%	100.0%

(1 2) 決算書等作成の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	48	2	50
割合	96.0%	4.0%	100.0%

(1 3) 会計簿等の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	46	4	50
割合	92.0%	8.0%	100.0%

(1 4) 通帳の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	48	2	50
割合	96.0%	4.0%	100.0%

(1 5) 現金保管の有無

区分	有り	無し	合計
団体数	7	43	50
割合	14.0%	86.0%	100.0%

(1 6) 預金通帳の数

区分	1つ	2つ以上	無し	合計
団体数	38	10	2	50
割合	76.0%	20.0%	4.0%	100.0%

(17) 預金通帳の保管者

区分	会計責任者	担当者等	合計
団体数	17	31	48
割合	35.4%	64.6%	100.0%

※預金通帳を1つ以上保有していると回答した団体について集計。

(18) 預金通帳の保管の方法

区分	金庫、ロッカー (施錠)	ロッカー等 (無施錠)	事務机 (施錠)	事務机 (無施錠)	その他	合計
団体数	43	0	5	0	0	48
割合	89.6%	0.0%	10.4%	0.0%	0.0%	100.0%

(19) 印鑑(通帳用)の保管の方法

区分	通帳と一緒に	通帳と別	その他	合計
団体数	2	46	0	48
割合	4.2%	95.8%	0.0%	100.0%

(20) 印鑑(通帳用)の保管者

区分	会計責任者	担当者等	合計
団体数	16	32	48
割合	33.3%	66.7%	100.0%

(21) 監査機関の設置

区分	有り	無し	合計
団体数	48	2	50
割合	96.0%	4.0%	100.0%

(22) 平成26年度決算の監事監査の実施

区分	有り	無し	その他	合計
団体数	46	4	0	50
割合	92.0%	8.0%	0.0%	100.0%

(23) 団体事務と市の事務の区分

区分	明確に分けている	時々混在する	特に区分していない性質上区分できない	その他	合計
団体数	24	16	20	1	61
割合	39.4%	26.2%	32.8%	1.6%	100.0%

(24) 団体事務の担当者への負担

区分	かなり負担となっている	やや負担となっている	特に負担ではない	その他	合計
団体数	4	31	26	0	61
割合	6.7%	50.7%	42.6%	0.0%	100.0%

(25) 団体事務への職員従事のあり方について（所管課の意向）

区分	現状維持が妥当	早急に団体へ移管すべき	段階的に団体へ移管すべき	もっと拡充すべき	その他	合計
団体数	42	0	18	0	1	61
割合	68.9%	0.0%	29.5%	0.0%	1.6%	100.0%

(26) 庁舎内に事務局を置く必要性（所管課の意向）

区分	庁舎内が望ましい	庁舎外が望ましい	その他	合計
団体数	44	14	3	61
割合	72.1%	23.0%	4.9%	100.0%

3 考察

「監査の着眼点」において説明した各項目に沿って考察を述べる。

(1) 職員が職務としている根拠や理由が明確であるか。

事務局設置の根拠について、明文化された規程等が無いと回答したのは8団体であった。

この8団体について個別に精査したところ、[1]規模や構成から団体単独では事務処理が困難であるもの、[2]会則等は存在しないが、市が団体の運営に関与することが法令・例規により定められているもの、のいずれかに分類することができ、団体の事務を市が引き受ける合理的な理由があると認められた。しかしながら責任の所在を明確にするため、明文化された事務局設置規程を置くことが望ましい。

(2) 団体の運営に必要な規約、会則等は整備されているか。

規約・会則等が定められていないと回答したのは3団体であった。

うち2つは法令に基づいて設立された団体であって、当該法令および付随する例規の中で団体の設立趣旨や運営方法が定められており、これを団体の規約、会則等に相当する規程と見なすことができた。残る1団体については、県単位で組織される上位団体の支部として設立されたものであり、上位団体の規程に倣い運営しているものと推察されたが、責任の所在と各種手続きの流れを明確にするため、支部独自の規約、会則等を別途作成すべきである。

(3) 団体の会計事務処理は適正であるか。

ア 会計関係規程の整備

市が会計事務を引き受けている50団体について会計関係規程があるかを調べたところ、他の規程から独立した規程を定めているものが5団体、他の規程の一部として会計に関する定めがあるものが40団体、会計関係規程を置いていないものが5団体であった。

会計関係規程を持たない5団体のうち4団体については、会則制定や決算作成がなされている一方で会計関係規程は明文化されておらず、資金取り扱いの根拠や方法が不明確であることから早急な整備が必要である。また残りの1団体については、団体名義の口座を持たず、支出も年1回のみであって使途も明確である

ことから、会計関係規程が定められていないため直ちに重大な問題が生じるとは言えないものの、金銭収受が発生する以上は規程を設けるべきであり、こちらも早急な整備が望まれる。

イ 会計簿の作成

市が会計事務を引き受けている50団体のうち、会計簿を作成していないものは4団体であった。

うち3団体については、収入と支出の記録はあるものの会計簿として整理されておらず、会計事務上の事故を防止する観点から早急に会計簿を作成すべきである。また残りの1団体については、平成26年度を事業の準備期間として収入・支出ともに行わなかったため会計簿として整理する事実が存在しなかったことによるものであって、事業開始後速やかに整備することが望まれる。

ウ 決算の監事監査実施

市が会計事務を引き受けている50団体のうち、監事監査を実施していないものが4団体あり、そのうち監事を置いていないものは2団体であった。

監事を設置していない2団体については、会則改正により監事を設置し、監査を実施すべきである。また、監事を設置しているにもかかわらず監査を実施していない2団体のうち、一方は事業の準備期間であるため収入・支出ともに行われず、従って監査も実施されなかったものであり、もう一方は平成26年度まで監事が置かれていなかったものの、平成27年度からは監事を設置し、監査を実施するものである。いずれの団体においても今後の厳正な監査実施が求められる。

(4) 団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理は適切であるか。

市が会計事務を引き受けている50団体のうち、預金通帳を保有しているものは48団体であった。

ア 預金通帳の保管場所

預金通帳を保管している場所は、金庫または鍵付きロッカーが43団体、鍵付きの事務机の中が5団体であった。いずれも施錠された場所に保管されており、特に問題となる点は見受けられなかった。

イ 預金通帳および通帳印の保管場所と保管者の組み合わせ

不正な預金引き出し等の事故を防ぐ観点から、団体の預金引き落としが単独の

職員で完結することの無いように、預金通帳と通帳印の保管場所および保管者はそれぞれ別であることが望ましい。しかしながら、預金通帳と通帳印を同一の場所に保管しているものが2団体、保管場所は異なるものの保管者が同一である可能性があるものが45団体あり、保管場所と保管者をそれぞれ別にしていたものは1団体に限られた。各団体において、保管場所と保管者をそれぞれ切り離すよう検討されたい。

(5) 補助金等の市費支出に係る事務は適切であるか。

補助金、負担金およびその他の市から資金を受け取っている団体は、全61団体中40団体であった。

どの団体においても、資金のやり取りが行われた後には必ず決算を調製し、関係者の承認を得るべきであるが、特に市から資金を受け取っている団体については、公金を扱う団体として厳正な決算調製が求められるところである。

上記40団体について決算調製の有無を調べたところ、1団体を除く全ての団体において調製されていた。決算が調製されていない1団体については、収入と支出の件数・金額ともに少なく会計関係の記録もされているものの、資金の移動がある限りにおいては決算の調製が求められるところであり、改善が必要である。

(6) 団体事務と市の事務が明確に区分されているか。

原則として、団体と市は別個の組織であり、団体の事務局職員を市職員が兼ねている場合であっても、両者の事務は明確に区別する必要がある。例えば、市の事務との密接な関連から勤務時間中に団体の事務を行う場合であっても、事務書類や資金等は別個に管理されるべきである。

調査結果によると、全61団体中20団体が事務の区分をしていない、または性質上できないと回答していた。個別の団体について確認したところ、いずれも課の業務と不可分である事業を行う団体であり、業務の一環として団体の事務を行うことに一定の合理性が認められ、直ちに重大な問題を引き起こすおそれは小さいものの、市の事務と明確に区別できるよう改善すべきである。

(7) 団体の事務局のあり方について検討が行われているか。

前項で述べた通り、団体と市は別個の組織であるから、本来団体の事務は団体の専任職員により処理されるべきものである。また、職員が事務局員を兼ねる場合であっても、職員としての本来の責務は市の事務の遂行であり、団体の事務が市の事務を妨げることや、市の職員に過度な負担を強いることがあってはならない。

しかしながら、「(24) 団体事務の担当者への負担」についての集計結果を見ると、かなり負担となっているものが4団体、やや負担となっているものが31団体あり、合わせると全体の半数を超えていた。団体の事務が担当者にかかる負担が大きくなり過ぎると、市の職員としての本来の業務を圧迫するのに加え、時間に追われたために不適正な事務が行われるリスクを押し上げることも懸念される。事務の効率化や簡素化に加え、団体への事務移管も視野に入れた対策を講じられたい。

第3 まとめ

今回の行政監査は、市が事務局を引き受けている任意団体の各種事務と団体運営の状況について、根拠規定や会計処理、職員への負担などの観点に立ち実施した。

市と連携している各団体はそれぞれ異なった目的で設立されたものであり、イベントや各種行事の運営、市民との連携、調査研究など様々である。団体の組織形態も多岐にわたり、法令および例規に基づいて設置された各種委員会から、特定の事業を営むための団体、市民がボランティアで参画する団体などがある。また、各団体の事務局を市が引き受けた理由も同様に様々であるが、基本的に業務上の密接な関連から市が事務局を引き受けたものであり、いずれも公益性の高い業務を担っている。こうした団体との連携は市の運営に欠かせないものとなっており、住民の要望が多様化し、行政のスリム化や市民協働の取り組みが求められるなか、ますます重要性を増している。

一方、近年は市と連携する外部団体が関係する不祥事が取り上げられるようになり、市職員としての業務だけでなく、こうした団体が実施する業務についても法令に基づいた適正な運営と、それを担保する内部統制の強化が求められるようになってきている。当市も多数の団体と協力して様々な事業を運営していることから、内部統制が行き届いているか、各団体が適正に運営されているかを調べる必要があると判断し、今回の監査を実施した。

監査を実施して得た各団体についての調査結果と、それに基づいた考察については前章で述べた通りである。総じて規定関係の整備は適正に行われており、是正が必要な団体はごく一部に留まった。また、会計関係の処理もおおむね適正に行われていたものの、こちらは預金通帳や銀行印の保管方法に難のある団体が多数見受けられ、是正すべきものと指摘するところである。加えて、半数以上の団体においてその事務処理を市職員が負担であると考えており、負担が大きい場合には本来の業務への悪影響が懸念される。

こうした課題はあるものの、多様化し目まぐるしく変化する社会情勢に対応していくためには、団体との連携は必須である。各種団体と緊密に連携し、団体が持つ能力を市政運営に活用するとともに、金銭的・事務的負担を軽減するように工夫し、今後も適正な事業運営が図られるよう望むものである。

資料1 調査対象団体の一覧

部 等	課 名	団体名
	秘書広聴課	坂東市結婚相談員連絡協議会
総務部	総務課	坂東市区長会連合会
	交通防災課	坂東市消防団員共済会
		坂東市交通安全母の会
		坂東市交通安全指導員連絡協議会
		坂東市交通安全推進協議会
		境地区交通安全協会坂東岩井支部
		境地区交通安全協会坂東猿島支部
		境地区セーフティ・マイ・タウン・チーム坂東班
企画部	企画課	坂東のうまいもの食べさせ隊
		こども観光大使育成塾
		坂東市統計調査員協議会
	特定事業推進課	坂東市土地開発公社 ¹
	市民協働課	ばんどう市女性団体協議会
保健福祉部	社会福祉課	坂東市遺族会
		坂東市岩井地区民生委員児童委員協議会
		坂東市猿島地区民生委員児童委員協議会
	健康づくり推進課	坂東市食生活改善推進協議会
産業経済部	農政課	坂東市認定農業者連絡協議会 水稻部会
		坂東市担い手育成総合支援協議会
		坂東市農業再生協議会
		坂東市農業振興地域整備促進協議会
		坂東市人・農地プラン検討会
		坂東市酪農協議会
産業経済部	農政課	坂東市4Hクラブ
		茨城県茶生産者組合連合会坂東支部
		借宿生子地区畑かん営農研究会
		逆井地区畑かん営農研究会
		坂東レンゲまつり実行委員会
	農村整備課	鶴戸沼地区湛水防除協議会

¹ 土地開発公社は法人であるが、市職員が事務局職員を兼ねるなど監査の趣旨に合致する点が多いため調査対象とした。

部 等	課 名	団体名	
産業経済部	農村整備課	つくば下総広域営農団地推進連絡協議会	
		霞ヶ浦農業用水推進協議会坂東支部	
		寺久・三地区県営畑地帯総合整備事業推進協議会	
		駒跣地区県営畑地帯総合整備事業推進協議会	
		坂東中央地区県営畑地帯総合整備事業推進協議会	
		富田地区県営畑地帯総合整備事業推進協議会	
		商工観光課	坂東市観光協会
坂東市菊花会			
坂東市名産品会			
坂東市くらしの会			
坂東市雇用創造協議会			
上下水道部	下水道課		猿島中部地区農業集落排水施設維持管理組合
		猿島北部地区農業集落排水施設維持管理組合	
		猿島西部地区農業集落排水施設維持管理組合	
		猿島東部地区農業集落排水施設維持管理組合	
		大口地区農業集落排水施設維持管理組合	
		長須地区農業集落排水施設維持管理組合	
		教育委員会	生涯学習課
坂東市文化協会			
青少年育成坂東市民会議			
青少年育成坂東市民会議猿島支部			
坂東市高校生会（通称：むぎの会）			
教育委員会	生涯学習課	坂東市子ども会育成連合会	
		坂東市青少年相談員連絡協議会	
		坂東市若人の集い実行委員会	
		坂東市文化財保護審議会	
		坂東市いわい将門ハーフマラソン大会実行委員会	
		坂東市体育協会	
		坂東市スポーツ推進委員会	
		市民音楽ホール	坂東市文化振興事業団
		図書館	坂東市読書団体連合会

資料2 各部ごとの調査対象団体数

区分	団体数
秘書広聴課	1
総務部	8
企画部	5
市民生活部	0
保健福祉部	4
産業経済部	23
都市建設部	0
上下水道部	6
教育委員会	14
部局外	0
合計	61